

2025年度 生命機能研究科 年間行事予定表

学期	月	日・曜日	行事	備考
春・夏学期 (4月1日～9月30日)	4	令和7(2025)年 4日(金) 8日(火) 15日(火)	生命機能研究科入学者ガイダンス 大阪大学入学式(学部・大学院) 春学期授業開始	
	5	1日(木) ～4日(日)	いちょう祭準備・いちょう祭・片付け	授業休講
	6	11日(水) 12日(木)	春学期授業終了 夏学期授業開始	
	7			
	8	7日(木) 8日(金)	夏学期授業終了 夏季休業開始	
	9	30日(月)	夏季休業終了	
秋・冬学期 (10月1日～3月31日)	10	1日(水) 31日(金)	秋学期授業開始 大学祭「まちかね祭」準備	授業休講
	11	1日(日) ～4日(火)	大学祭「まちかね祭」・片付け	授業休講
	12	3日(水) 4日(木)	秋学期授業終了 冬学期授業開始	
	1	令和8(2026)年 4日(日) 5日(月) 16日(金)	冬季休業終了 冬学期授業再開 大学入学共通テスト準備	授業休講
	2	初旬 2日(月)～5日(木) 6日(金) 20日(金)・24日(火)	冬学期授業終了 中間評価論文公聴会 〃 (予備日) 博士論文公聴会	
	3	下旬 〃	大阪大学学位記授与式 生命機能研究科学位記授与式	

注) 上記は主な年間行事ですので、その他の行事については、KOAN掲示板やメール(OUメール)等でお知らせします。

I. 生命機能研究科について

1. 生命機能研究科の概要

20世紀の生命科学の発展によって、生命体を構成する要素、いわば部品について、その各々を明らかにし詳しく記述する作業は急速に進みました。それらの要素は、核酸、遺伝子、蛋白質、生体膜等であり、遺伝子工学、分子生物学、生理学など、医学・生命科学の研究分野によってもたらされたものです。生命機能が成立するための物質的な基盤についての知識は整ったと言えます。しかし、生命は物質の集合によって成り立っているではありません。それらが、極めて動的な、つまり刻々と変化することによって初めて成り立つ生命体システムが、生命の機能を生み出すのであり、そのシステムが同時に私たちの生命の実体です。

生命科学の発展の成果を反映して、これまでの細分化された分野の枠はその意義を失いつつあり、生命科学は、事実上3つの大きな分野に再編されています。まず、生命機能が20世紀の学際的成果を基礎として、これから生命科学の中心として発展すべき学問領域として形成されている。生命機能学は生きた状態の生命体がシステムとして実現する様々な機能について、その原理と機構を解明する科学です。その発展のためには、従来の医学・生命科学の再編だけでは不十分であり、工学、物理系理学との融合が必要です。これらとともに、生命体を構成する物質についての科学である生命物質学、ヒトをはじめとする生物と自然のかかわりについての科学である環境・生態学が、生命機能学と肩を並べつつ今後の生命科学を担ってゆきます。

大阪大学大学院生命機能研究科は、生命機能学に特化しつつこれから生命科学の本流の推進という明確な使命を持った研究科として設置されました。

2. 生命機能研究科の教育の方針

■ 最先端の知識・技術の教育

本研究科では、医学・生命科学と工学系テクノロジー・理論との融合によってこれまでにない新分野を創成することを目指しています。国内外の当該分野で先導的な役割を果たしているスタッフにより、最先端の知識と技術を習得するとともに、学問分野の融合を目指した教育を行います。このような学習により、次世代の先導的生命科学分野を開拓する世界的レベルの人材を育成し、また、生命機能研究の成果を社会に還元できる人材を育成します。

■ 個性を生かした教育

本研究科に入学を希望する学生として、医学部・歯学部・人間科学部・心理学部・基礎工学部・工学部・薬学部・理学部・農学部など、本学はもとより、他大学を含めた理系学部の出身者、さらにまた、素養と目的意識を持った文系学部出身者をも対象と考えています。出身が異なる学生達への教育にあたっては、未経験分野への基礎教育を行うとともに、これまで身につけた知識と技術（個性）を埋もれさせることなく、むしろ生かせるような教育を実施します。

■ 幅広い教育

新たな技術・分野の創出には多様な体験が必要です。また、生命機能研究科の成果を多様な方法で社会に還元するためにもその人材が幅広い体験を持つことは有用です。最先端の知識・技術の習得とともに、異分野を体験できる教育、また、民間企業研究所や寄附講座の客員教員による教育、企業における研究体験を含めた教育などの社会のニーズを意識できる教育を行います。

1. 修年限と学位

本研究科の課程は、5年一貫の博士課程です。

本研究科では、所定の要件を満たした学生に以下の学位が授与されます。

修士（生命機能学）、修士（理学）、修士（工学）、修士（学術）

博士（生命機能学）、博士（理学）、博士（工学）、博士（学術）

2. 履修方法について

■ 1年次入学者

次に示すとおり授業科目を履修し、計40単位以上修得しなければなりません。

- ① A群の基礎科目のうち、高度教養教育科目として指定する科目（春学期開講科目の内、概論科目）の中から2科目1単位及び高度国際性涵養教育科目として指定する科目（秋学期開講科目の内、概論科目）の中から2科目1単位を含めて、2単位以上を修得すること。但し、英語で教育・研究を受ける学生については、高度国際性涵養教育科目を高度教養教育科目として読み替えることができます。
- ② B群の専門科目から12単位以上修得すること。
- ③ A群の基礎科目及びB群の専門科目を合わせて16単位以上修得すること。
- ④ C群の研究科目から14単位修得すること。
- ⑤ D群のプロジェクト研究から2単位修得すること。
- ⑥ E群の研究科目から8単位修得すること。

区分	配当年次	要件単位数		
A群（基礎科目）	1	2単位以上		
B群（専門科目）	1, 2	12単位以上	計16単位以上	計30単位以上
C群（研究科目）		14単位		*中間考查受験要件
D群（プロジェクト研究）	3~5	2単位		10単位
E群（研究科目）		8単位		計40単位以上

A群、B群及びC群の科目について、定められた要件単位数に従い合計30単位以上を修得する者について中間考查を行い、合格したものは修士の学位が認定され、D群、E群科目を履修できます。中間考查の不合格者は留年となります。

※生命医科学の社会実装プログラムを履修する学生は、上記40単位に加えて、生命機能研究科規程の別表2に定めた「生命医科学の社会実装プログラム」の授業科目から20単位以上を修得しなければなりません。

※ヒューマンウェイノベーション学位プログラムを履修する学生は、上記40単位に加えて、生命機能研究科規程の別表3に定めた「ヒューマンウェイノベーション学位プログラム」の授業科目から12単位以上を修得しなければなりません。

■ 3年次編入学者

必要な研究指導を受けるほか、次に示すとおり授業科目を履修し、計10単位以上修得しなければなりません。

- ① D群のプロジェクト研究から2単位修得すること。

② E群の研究科目から8単位修得すること。

授業科目群ごとの詳細科目や、必要単位数の詳細などについては「授業科目一覧」に記載および解説していますので、ぜひお読みください。

3. 生命機能研究科で開講される授業科目群について

○ A 群 基礎科目

講義科目、実習科目、研究紹介科目があり、ほとんどの科目が集中講義として開講されています。広いバックグラウンドを持つためにも、指導教員とよく相談のうえ、これまでに学部で学んだ分野と異なる分野を学ぶようにしてください。

なお、概論科目は研究紹介を目的とした科目で、春学期は日本語で、秋学期が英語で開講しています。開講学期は毎年入れ替えており、同じ名前の講義が翌年は異なる学期での開講となります。

○ B 群 専門科目

a : 所属研究室等で実施される論文講読、研究報告会、セミナー等への参加 ※ 4 単位

セミナー聴講レポートの提出が単位認定の要件となります。詳細については、下記の「B 群専門科目認定のための「5 つのセミナー聴講レポート」について」を参照してください。

b : 生命機能学

所属研究室以外の教員（副指導教員）へ自身の研究の進捗状況を報告し、討論を行ったうえで助言を得ること、また、2 年次学年末の中間発表前の練習を行い、発表の洗練化を行うことを目的としています。詳細については、下記の「B 群「生命機能学 I 、 II 」実施要項を参照してください。

c : 特別集中講義

秋学期以降に開講される集中講義で 2 日間程度の日程で実施されます。履修登録の時期は秋学期になるので、受講希望者は忘れずに履修登録してください。

○ C 群 研究科目

所属研究室等での研究活動（修士レベル相当）です。

○ D 群 プロジェクト研究

所属研究室以外の研究室での研究に参加することにより、異分野を経験し、バックグラウンドを広めることを目的とした科目です。

○ E 群 研究科目

所属研究室等での研究活動（博士後期課程相当）です。

■ B 群専門科目認定のための「5 つのセミナー聴講レポート」について

1 、 2 年次対象の B 群専門科目のうち、「特別集中講義 I ～ VIII 」及び「生命機能学」以外の科目（「ナノ生体科学 I A 、ナノ生体科学 I B 、 …… 、理工医学 II S 」）については、所属研究室等のセミナーへの参加とは別に、学内外で開催されるセミナー 5 つの聴講レポートを提出することが単位認定の条件となっています。

自分の研究分野以外にも知見を広めてほしいという意図ですので、学内外を問わず様々なセミナーへ積極的に参加してください。本研究科で開催されるセミナーは、ホームページの掲示板やポスター等で通知されます。外国人等による英語でのセミナーも多

く開催されています。生命機能研究科研究交流会（F B S コロキウム）も対象セミナーとなっています。

なお、どのようなセミナーを聴講するかは、指導教員または授業担当教員と相談して決めてください。※詳細については OU メールアドレス（大阪大学が付与する個人メールアドレス→・・・@ecs.osaka-u.ac.jp）に通知します。

【注意事項】

- ・1年次のB群科目認定に5つ、2年次のB群科目認定に5つがそれぞれ必要です。
- ・所属研究室等の発表は不可とします。

■ B群「生命機能学」実施要項

【基本方針】

1、2年次に、自身の研究テーマに関して異なる研究室のメンバーと討論することにより異なる視点から自身の研究を見直す機会を作る。

【実施形態】

副指導教員へ自身の研究の進捗状況を報告し討論を行ったうえで助言を得る。

また、2年次学年末には中間発表前の練習を行い、発表の洗練化を行う。

【実施時期】

副指導教員決定直後（4月入学者は1年次8月頃、10月入学者は1年次2月頃）、学期始めや学期終わりなどに年2回実施する。なお、副指導教員の判断により3回目以降を実施する場合もある。

【成績評価方法】

所定の様式により、学生から直接副指導教員に実施依頼を行う。

【生命機能学の実施の流れ】※詳細については OU メールアドレス（大阪大学が付与する個人メールアドレス→・・・@ecs.osaka-u.ac.jp）に通知します。

■ 「研究倫理」について

「研究倫理」は正規の授業科目ではなく、e ラーニングによる講習です。単位はありませんが、「研究倫理」の受講は、1年次学生についてはC群科目単位認定の、3年次学生についてはE群科目単位認定のための必須要件となりますので、1年次と3年次にそれぞれ必ず受講してください。原則として、春学期に実施されます。詳細については、別途通知します。

■ D群「プロジェクト研究」実施要項

【基本方針】

3年次以降、一定の期間、所属する研究室とは別の研究室での研究に参加することにより、異分野を経験し、バックグラウンドを広める。

【実施形態】

以下のAを基本とするが、Bも可。

A. 生命機能研究科の他研究室で研究

- 1) 研究に参加（目安は計2週間）
- 2) セミナー・コロキウム・ジャーナルクラブ等の研究活動に参加。（目安は週1回、

計 8 週間。期間中に発表の機会を与えられることが望ましい。)

B. その他

当該学生が「他研究室での研究に参加している」と指導教員が判断する活動であれば、単位認定可。例としては以下が挙げられる。

- 3) 国内外における実習コースや短期集中コースへの参加。
- 4) 外国人教員による講義やジャーナルクラブへの参加。
- 5) 国内外における他研究室での研究に参加。
- 6) 企業におけるインターンシップへの参加。

以下の通り履修登録を行うこと。

① 上記「A」を「兼任教員・連携講座の研究室」以外の研究室で実施した場合

→参加する研究室の科目を科目一覧より選択すること。単位認定は受入研究室の教員が行う。

② 上記「A」を生命機能研究科の①以外の研究室で実施した場合

→所属研究室の科目を科目一覧より選択すること。単位認定は所属研究室の指導教員が行う。

兼任教員・連携講座の研究室に所属の場合は「プロジェクト研究 S」を選択すること。

③ 上記「B」で実施した場合

→所属研究室の科目を科目一覧より選択すること。単位認定は所属研究室の指導教員が行う。

兼任教員・連携講座の研究室に所属の場合は「プロジェクト研究 S」を選択すること。

4. 研究室配属について

■ 仮配属（4月入学者：6月まで、10月入学者：12月まで）

1年次から入学した者は仮配属として研究室に所属することになります。

入学時点で未定の場合は、4月（または10月）以降の科目履修と並行して希望研究室を訪問し、各自交渉を進めてください。研究室によっては収容数の関係で受入れできない場合もあるため、早い段階で交渉を進めてください。

■ 配属（4月入学者：7月以降、10月入学者：1月以降）

仮配属先と同じ研究室に留まる者が優先されますので、配属先の変更を希望する場合は、できるだけ早い段階で新・旧研究室の教員と十分に意思疎通を図るように努めてください。

■ 副指導教員について

研究指導を受ける教員とは別に、研究領域に関することは基より種々の相談に対応するために2018年度から副指導教員制度を導入しています。副指導教員を選ぶ際には、十分に指導教員と相談の上で決めてください。

なお、1年次・2年次の学生については、副指導教員とB群科目「生命機能学」の面談を実施していただきます。

■ 研究室本配属及び副指導教員届の提出

入学後、4月（10月）のうちに、大学院係から「研究室本配属及び副指導教員届」の様式をOUメールに送りますので、通知で指定された期日までに大学院係まで提出してください。

副指導教員に関する申し合わせ

1. 副指導教員は、教務委員会の承認のもとで、指導教員の裁量権を代行することができるものとする。
2. 生命機能研究科基幹講座以外の教員が学生の指導教員となる場合の副指導教員は、生命機能研究科基幹講座の専任教授をもって充てるものとする。
3. 副指導教員は、必ずしも教授でなくてもよいものとする。
なお、できるだけ他研究分野の教員である方が望ましい。
4. 副指導を担当する学生は、原則として1学年あたり4名までとする。
ただし、学生からの希望が多い教員について、研究科委員会で調整のうえ、5名以上となる場合がある。
5. 副指導教員は、生命機能研究科B群専門科目「生命機能学」を担当し、担当学生に対する指導、助言、成績評価等を行うものとする。

5. 研究指導計画書について

生命機能研究科博士課程在籍の学生は、指導教員と面談の上、所定の「研究指導計画書」「研究指導報告書」を作成し、学年の終わり（4月入学者は2月末日、10月入学者は8月末日）に大学院係に提出することとなりました。詳細については別途OUメールアドレスに通知します。なお、新入生については、指導教員が正式に決定した後に実施してください。

大阪大学大学院生命機能研究科博士課程における研究指導計画書に関する申合せ

令和2年10月5日

教務委員会承認

令和2年10月14日

研究科委員会承認

大阪大学大学院生命機能研究科の博士課程の学生に対して、大阪大学大学院学則第5条の4第1項に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、次のとおり定める。

- 1 計画書は、各年度、指定された期日までに指導する学生ごとに作成する。
- 2 指導教員は、次の手順で計画書を作成する。
 - 一 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - 二 作成した計画書を学生に明示し、指導教員と学生の双方が適切な方法により参照できるようにする。
- 3 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改めるよう努める。
- 4 研究科は、必要に応じて、指導教員に対し研究計画に基づく成果を報告する機会を設けることができる。
- 5 博士課程の学生は、作成した計画書を学年の終わりに大学院係に提出する。
- 6 提出された計画書は、5年間、大学院係で保存するものとする。
- 7 この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項については、教務委員会が定めるものとする。

1. 修士学位の取得について

本研究科では、修士課程の修了に相当する要件を満たせば、修士の学位が授与されます。

1年次から入学し、2年次に中間考查を実施し、修士論文に相当する「中間評価論文」を提出し、審査に合格すると修士号が授与されます。

中間考查実施に関する取扱いは、以下のとおりとなっています。

生命機能研究科中間考查実施に関する取扱いについて

(平成15年2月24日研究科委員会・教授会承認)

(令和元年10月23日(一部修正))

(1) 本研究科の学生は、博士課程修了要件の一つとして、中間考查を受けるものとする。

(2) 中間考查を受ける時期は、第2年次冬学期末とする。この時期に受検しない者、及び受検したが不合格となった者は指導教員の判断により以降の冬学期末に中間考查を受けるものとする。ただし、留学、病気その他の理由により受検しない者で、特別に考慮すべき事情が認められた場合は、上記の時期にかかわらず、教務委員会で個別に実施日を決定する。

(3) 中間考查を受けようとする者は、「中間評価論文」を提出するものとする。

(4) 中間考查の実施方法は、修士学位審査に準じるものとする。

(5) 中間考查に合格した者には、修士の学位が授与され、授業科目のうち「D群科目」及び「E群科目」を履修し、博士論文を提出する資格を得ることができるものとする。

(6) 中間考查申請の条件等は、下記のとおりとする。

①中間考查を申請できる者は、本研究科博士課程に当該年度末で2年以上在学し、所定の単位を修得見込みであること。なお、所定の単位が不足した場合は、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、次年度以降も在籍のうえ所定単位を満たした時点で学位取得が認められる。

②中間考查の申請日時については、教務委員会が別に定める。

(7) 修士又は博士の学位を有する者が第1年次に入学した場合は、上記により中間考查を受けるものとする。

(8) 第3年次編入学者については、中間考查を免除するものとする。

(9) 中間考查が不合格となった者は、3年次には進級せず、2年次に留年となる。

(10) 上記による同一学年への在学は3年を超えることはできないものとする。

(11) その他中間考查の取扱いに関し、疑義が生じた場合は、教務委員会で協議し、研究科委員会・教授会で決定するものとする。

■ 中間考查のスケジュール ※ () 内は 10 月入学者

7月(6月)中旬頃	「中間評価論文審査委員会」、「学位記記載事項確認表」、「中間評価論文審査題目届」「中間評価論文要旨」提出期限
12月初旬頃	「中間評価論文題目届」「中間評価論文要旨」提出期限
1月中旬(8月初旬)頃	「中間評価論文」提出期限
2月初旬(8月下旬)頃	中間評価論文公聴会・審査会
3月(9月)初旬頃	修士学位授与判定
2月下旬(9月初旬)頃	「中間評価論文」提出期限(審査会で修正指示のあった論文のみ)

上記は目安です。詳細は2年次の対象者にお知らせしますので、必ず確認してください。

■ 中間考查受験にあたっての注意

本研究科では、30単位取得「見込み」で中間考查を受けることになっています。所定の30単位を取得することが前提ですので、もし3月初旬の中間考查合否判定の段階で所定の単位が不足していれば、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、修士号取得の時期は30単位を満たした時点、つまり、新年度に入ってからということになります。

そのような事態にならないよう、必要な単位が不足しないよう、充分留意してください。

■ 論文審査委員

2名以上の本研究科関係教授【主査(指導教員)・副査】で構成するものとする。また、必要に応じて准教授や他研究科教員等を2人目の副査に含むことができるものとする。

【中間考查に係る必要書類】

書類名	提出先	備 考
中間評価論文題目届	大学院係	副査の選定にあたっては、指導教員と相談のうえ、あらかじめ当該教員の内諾を得ておくこと。
学位記記載事項確認票	大学院係	
中間評価論文要旨	大学院係	論文の目的、内容、結論をA4版1枚にまとめる。
中間評価論文	主査、副査、大学院係各1部	論文の具体的な体裁や分量については特に定めないので、指導教員と相談のうえ各自判断すること。
誓約書	大学院係	

2. 博士学位の取得について

本研究科における博士号申請資格と審査手順は以下のとおり定められています。

博士号申請資格要件、予備審査会実施条件及び審査手順について

(平成16年10月1日制定)

(令和6年10月 9日 (一部修正))

博士号を取得しようとする者は、所定の在学期間を在学し、修了要件単位を修得又は修得見込みで、研究指導を受け、かつ、本研究科で定める以下の博士号申請資格要件等を満たさなければならない。

○博士号申請資格要件、予備審査会実施条件及び審査手順は、以下のとおりとする。

【博士号申請資格要件】

生命機能研究科の博士号取得の申請を指導教員（教授）が認めたとき。

【予備審査会実施条件】

予備審査を受けるにあたり、筆頭著者論文（共筆頭著者を含む）として国際原著論文を投稿し、査読者から1回はコメントを得ていること。

【審査手順】

審査は、予備審査と本審査の2段階を経る。

所定の手続きを経て予備審査に合格した者は、本審査を受けることができる。

1. 博士号申請について

博士号申請資格要件を満たした者は、学位授与申請書（予備審査用）に博士論文（紙媒体）を添えて、博士号資格審査委員会へ提出する。なお、学位授与申請書（予備審査用）は論文題目届、予備審査員（予備審査の主査・副査候補者）の推薦、論文内容の要旨、並びに指導教員の推薦書から成る。

〈博士号申請の審査等〉

博士号資格審査委員会では、提出された学位授与申請書、博士論文を審査した上で、各予備審査委員を決定する。予備審査委員は、申請者（以下「候補者」という）の専門領域に近い教員であり、予備審査会及び予備審査委員会を開催する。

なお、予備審査委員会は、本研究科の関係教授2名を含む3名以上の審査委員（教授または准教授）で構成する。主査は、本研究科基幹講座の専任教授とする。各審査委員会の判断により、他研究科、他大学研究機関から委員（教授及び准教授に相当）を加えることができる。予備審査委員には指導教員を含めないものとする。

2. 予備審査会について

博士号申請の審査で申請を承認された者は、予備審査を受けることができる。

予備審査会は、候補者と予備審査委員により非公開で行い、候補者の博士論文についての発表と質疑を行う。

開催時期は、本審査会の1週間以上前とする。予備審査会は2回以上開催される可能性を考慮し、会場、日程は、候補者が各予備審査委員と相談して調整する。

予備審査会実施条件となっている「査読者からのコメント」は直接予備審査委員に提出する。

〈予備審査委員会〉

予備審査会の後、予備審査委員会において博士論文等の審査を行う。また、各予備審査委員会の必要に応じて指導教員や関係者に説明や意見を求めるここと、審査保留として再度の予備審査会、予備審査委員会を行うことができる。

予備審査委員会では、候補者の博士論文と研究能力を審査する。また、合否判定には候補者が第1著者となる学術論文についても十分に考慮する。

3. 本審査会について

予備審査に合格した者は、本審査を受けることができる。

本審査会は、公開で行う。本審査会の後、本審査委員会において博士論文等の審査を行う。

本審査を受ける者は、所定の学位授与申請書類（本審査書類）を、大学院係を通じて研究科長あて提出する。

〈本審査委員会〉

本審査委員は、本研究科関係教授3名以上で構成し、本審査を行う。主査は指導教員（教授）がなるものとする。副査は、原則として予備審査委員より選任する。

定例の本審査会は8月あるいは2月に行うが、予備審査合格の日程により、博士号資格審査委員会の定める他の月にも行うことができる。本審査会は、一人あたりの持ち時間を20分（10分発表、10分質疑応答）とする。

4. 博士論文について

大阪大学生命機能研究科においては、博士論文の内容と形式について以下の指針を設ける。

- (1) 博士論文（thesis）は申請者自身によって書かれた一つの独立した論文であり、単著論文である。“We～” “私たちは～” ではなく、“I～” “私は～” と記載すること。
- (2) 博士論文は十分な学術的価値を有するものであり、その内容は高いオリジナリティを有するものでなければならない。
- (3) 研究の背景や目的、位置づけ、意義や新規性が当該分野以外の研究者にも理解できるように書かれた部分（章）を含むものとする。
- (4) 申請者によって既に発表された論文の内容が含まれていても良いが、一つの統一した論文として書かれるべきである。
- (5) 英語または日本語で書かれるものとする（英語が望ましい）。

- (6) 日本語で博士論文を作成する者は、論文の表紙の後、日本語の要旨の前のページに英文アブストラクトを 200~300 語程度で付けることとする。
- (7) 以上を踏まえて、博士論文は次のような項目から構成されるものとする。
- ① 表紙（タイトル、氏名、修了年月）、② 要旨、③ 目次、④ 本文、⑤ 業績（発表論文や学会発表など。共著の場合は申請者の主たる寄与を明記する。）また、博士論文は A4 版で作成するものとする。

5. その他

- (1) 学位授与申請書類及び博士論文等の必要部数、提出時期等については別途通知する。
- (2) 生命機能研究科に 5 年以上（3 年次編入学の場合は 3 年以上）在学し、必要単位を修得した者は、「単位修得退学」となり、退学後 3 年以内であれば博士学位授与申請をすることができるものとする。

■ 修了時期と対象者について

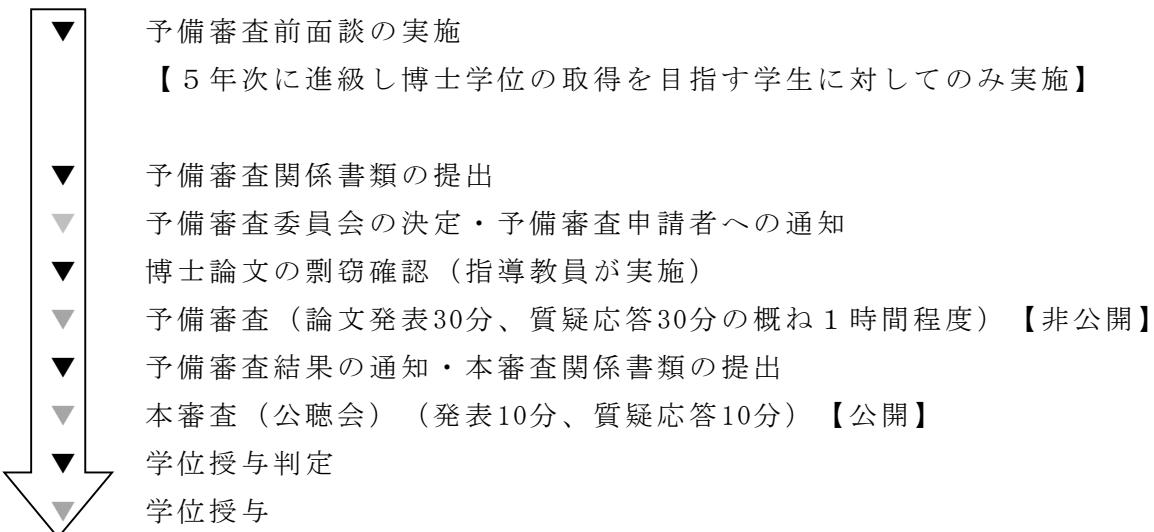
修了時期	申請対象		
	早期修了者	通常修了者	修業年限超過者
6 月期	×	×	○
9 月期	○	○	○
12 月期	×	×	○
3 月期	○	○	○
備 考	予備審査前面談の実施が必要となるため、取得予定の 1 年前から大学院係に相談すること。また、予備審査前面談実施後に、資格審査も必要。詳細は対象者に別途通知する「早期修了に係る在学期間短縮申請について」を参照すること。		5 年（3 年次編入学者にあっては 3 年）の修業年限を超えて申請する者。単位修得退学後 3 年以内の者を含む。

スケジュールの詳細は学位取得希望の年度の「博士学位審査日程」を参照すること。

■ 学位審査における審査委員についての留意事項

各審査委員会における“本研究科関係教授”とは、基幹講座、協力講座・連携講座、兼任教員の教授が該当します。

■ 学位審査の流れ



■ 予備審査前面談について

5年次に進級し博士学位の取得を目指す学生に対して、7月（10月入学の場合は12月）に予備審査前面談を行います。それに先立ち、指導教員と相談の上、面談を行う3名の教員候補者（主査1名、副査2名）を選出し大学院係に所定の様式を提出してください。3名のうち2名以上は本研究科関係教授とし、主査は生命機能研究科基幹講座教員から選ぶ必要があります。なお、指導教員及び同じ研究室の教員は面談員になれません。各面談員の判断により、副査の3人目以降の面談員として他研究科、他大学研究機関から委員（教授及び准教授に相当）を加えることができます。

申請内容を博士号資格審査委員会で審議した後、予備審査前面談員を決定します。この3名の教員は後に実施する予備審査会の主査・副査となります。詳細については別途通知します。なお、面談後に提出される「予備審査前面談実施報告書」については、大学院係から学生と指導教員に対して、写しを送付して共有を行います。

■ 提出書類

*提出書類は追加になる場合があるので、必ず掲示・通知で確認してください。

<予備審査前面談申請時>

(1) 予備審査委員（主査・副査）候補者の推薦について（予備審査前面談）

<予備審査申請時>

- (1) 学位授与申請書（予備審査）（様式1-①）
- (2) 予備審査委員（主査・副査）候補者の推薦について（様式1-②）
- (3) 論文目録（様式2）
- (4) 論文内容の要旨（様式3）
- (5) 履歴書（様式4）
- (6) 指導教員の予備審査推薦理由書
- (7) 研究実績（業績）調書
- (8) 共著者承諾書（主論文の第一著者が2名以上の場合のみ）

- (9) 英文ranscriptの氏名について（外国籍で、交付を希望する者のみ）
- (10) 博士論文（暫定版）1部
- (11) 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）確認書（様式10）
- (12) チェックリスト
- (13) 偽造確認の結果
- (14) 誓約書

＜予備審査終了後＞

- (1) 博士学位論文予備審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 本審査に係る主査・副査候補者の推薦について

＜本審査終了後＞ ※詳細は申請者に対し大学院係より通知

- (1) 博士学位論文審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 学位論文（電子データ（PDF））

【留意事項】※詳細は大学院係へお問い合わせください。

博士論文（全文）のインターネット公表を「保留」とした場合で、その後、出版刊行、学術誌等への掲載後、出版社等の著作権ポリシーを学位被授与者が確認した場合及び特許出願内容の公開後は、速やかに、その報告を「博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）保留事由に係る報告書（様式11）」により大学院係へ提出してください。

大阪大学の大学院教育システム

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム Double-Wing Academic Architecture

大学院教育システム構築の背景と目的

現代社会には、SDGs に代表される様々な課題が数多く存在します。こうした複雑な社会課題を解決するには、それぞれのコアとなる専門的知見に加えて、広い視野から課題を多角的に捉え、多様なステークホルダーと柔軟に協働する力が求められます。

このような社会背景を踏まえて、大阪大学では、大学院での学びを皆さん自身がデザインすることができる新しい大学院教育システム「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム” Double-Wing Academic Architecture”（以下「DWAA」という。）」を推進しています。

DWAA の考え方

DWAA は、研究科・専攻等における専門分野の教育（「知の探究」型教育）に加え、専門分野のコアの修得を前提として、新たに「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの方向に教育を広げていく点が特徴です。

知の探究

これまでの学術編成を尊重し専門分野を深め、専門家を育成する教育

従来の学術編成に基づいた研究科の専門分野における深い知識や高い技術を保持する人材を育成する教育です。

知と知の融合

いくつかの異なる学問・研究分野からなる複合領域を学修する教育

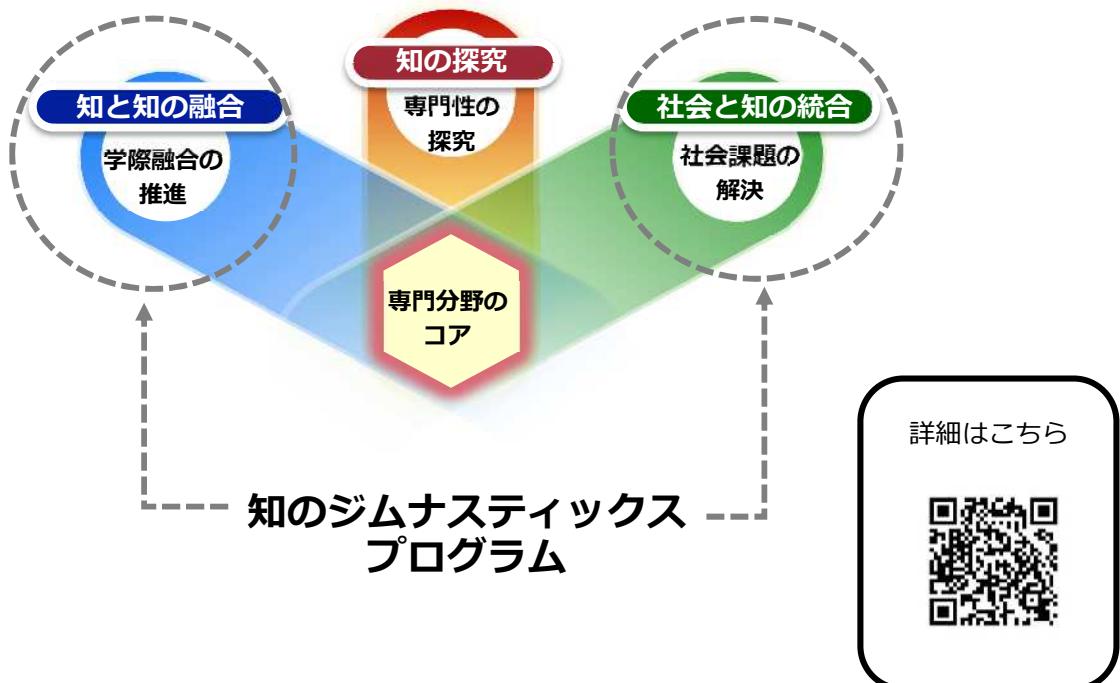
異なる分野にも視野を向け知的地平を広げられる教育を指します。新たな知識や技術の組み合わせを試みる創造的な活動を促進します。

社会と知の結合

社会課題に対する解決に向けての実践的な取り組みを通じて学修する教育

社会の様々なステークホルダーとともに解決すべき課題を発見して解決方法を創造し、さらに社会に実装することができる能力を育成します。授業の中で、社会課題の解決に実践的に取り組む機会を提供し、異なる背景を持った人々と意思疎通を図る能力や社会を変えようとする過程で直面する困難を乗り越える力量を身につけます。授業によっては、学外（社会、企業等）との接点を持った取組み等も含まれます。

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture)



知のジムナスティックスプログラムとは

この DWAA の考え方に基づき、「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの学際領域に分類される高度教養教育の教育プログラムを総称して「知のジムナスティックスプログラム」と呼び、専門分野の深化を目指す従来の大学院教育と併せて履修を推進しています。

大阪大学で展開している教育プログラムについては以下の QR コードからご確認ください。



■大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて

大阪大学では、大学院教育における高度教養教育の更なる展開に向けて導入された「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム（Double-Wing Academic Architecture、DWAA）」を推進しており、その一環として、大学院に入学した学生を中心に、学生が所属する主専攻の教育課程以外の教育プログラムを履修できる「大学院副専攻プログラム」、「大学院等高度副プログラム」を提供しています。

「主専攻の学修と並行して、用意されたプログラム科目を効果的に受講することで、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うことを目的としています。

どちらのプログラムも、教育目標に沿った一定のまとまりのある授業科目で構成されており、各プログラムが定める要件を満たすことで、当該プログラムの修了認定証が交付されます。

なお、2025年度は「大学院副専攻プログラム」22プログラム、「大学院等高度副プログラム」51プログラムが実施されます。

また、「大学院等高度副プログラム」のうち、一部のプログラムは「大学院科目等履修生高度プログラム」として、社会人に対しても提供されています。

各プログラムの詳細については、以下のURLもしくはQRコードからご参照ください。

※大学院の新入生にはプログラムのパンフレットを別途配布します。

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/program/program-category/fukupro/>



■高度教養モジュールについて

2025年度より高度教養モジュールが創設されます。高度教養モジュールとは、あるテーマのもとに組み合わされた科目群を指します。上述の副専攻プログラム・高度副プログラムより要件単位が少なく比較的修得しやすい科目群です。副専攻プログラム・高度副プログラム履修の第一歩として大学院生の皆さんの履修をお待ちしております。

詳細についてはQRコードからご参照ください。



■学際融合教育科目について

本学における横断型教育（学部・研究科の枠を超えた学び）の、より一層の充実を目指して、複眼的視野を涵養するための授業科目として「学際融合教育科目」を設置しています。学際融合教育科目は、全学の大学院学生に開講していますので、興味のある方は是非履修してみてください。

※学際融合教育科目は、大学院横断教育科目の科目区分の一つとして開講しています。

詳細については、それぞれのシラバスを参照してください。

※履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内にKOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

※大学院横断教育科目の単位認定についての取り扱いは、研究科によって対応が異なります。修了要件への算入可否については、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口に確認してください。

詳細については、QRコードからご参照ください。



V. 教育職員免許状の取得について

■ 教育職員の免許を取得するためには

大学（短期大学）及び高等専門学校を除くすべての国公私立学校の教育職員（常勤、非常勤を問わない）となるためには、それぞれ相当の教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しなければなりません。免許状を取得するためには、「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」等の定めるところにより大学において所定の単位を修得する必要があります。

■ 本研究科で取得できる免許状

本研究科は、中学校教諭・高等学校教諭「理科」の専修免許状取得のための課程として認定されています。すでに「理科」の一種免許状を取得している者が同教科についての専修免許状を取得する場合は、大学院において開講される「大学が独自に設定する科目」を24単位以上修得すればよいことになっています。

「大学が独自に設定する科目」は別に定めていますので、具体的な科目名及びその他詳細については、「生命機能研究科教職課程の大学が独自に設定する科目表」を参照してください（大学院係でお渡します）。

なお、平成15年度から法律の改正により、一定の要件を満たせば専修免許状に専攻名のほか、分野名まで記入できるようになりました。

■ 教職課程の履修方法

免許状を取得するためには、基礎資格を得た上に「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」について、下表に掲げる所定の単位数及び教育職員免許法施行規則第66条の5定める科目を8単位修得しなければなりません。

■ 免許状取得のために要する基礎資格及び修得単位数表

免許状の種類		基礎資格	特に文部科学省令で定める科目	教育の基礎的理解に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	大学院で修得
中学校 教諭	一種免許状	学士の学位	8	27	28	4	24
	専修免許状	修士の学位	8	27	28	4	
高等学校 教諭	一種免許状	学士の学位	8	23	24	12	24
	専修免許状	修士の学位	8	23	24	12	

VI. 学生生活について

「大阪大学取り扱い説明書 学生生活の手引」をご確認ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/manual>

修学に関する基本情報

修学・学生生活・就職等の相談

課外活動

海外留学をしよう

阪大生として知っておくべきこと

各種手続き・証明書

学内施設

その他

学生生活 Q & A

1. 授業科目の履修方法等について

■ 履修登録方法について

履修登録は、大阪大学学務情報システム（KOAN：下記「KOANについて」参照）により行います。

本研究科で開講する授業科目については、あらかじめ履修登録期間が決まっています。事前に別途OUメールで通知しますので必ずご確認ください。

■ 履修登録の注意事項

前年度までに修得した科目や同一時間内の重複受講はできませんので、時間割表でよく確認してください。

またB群～E群の所属研究室で実施される授業科目についても履修登録が必要ですので、忘れないように登録してください。

■ KOANについて

KOANには、学内外のパソコンからアクセスすることができます。ログインには、入学時にお渡しする「大阪大学個人ID」が必要です。

KOANの入力・操作マニュアルは、マイハンダイに掲載されていますので、適宜、参照してください。[マイハンダイ：<https://my.osaka-u.ac.jp/>]

■ 外国の大学院での授業科目等の履修について

本研究科に在学中の者で外国の大学院に留学して授業科目等を履修する場合は、留学する前に予め留学に係る所定の手続きを行い、研究科長の許可を得る必要があります。

留学先で修得した単位は、教授会の承認を得て、10単位を限度として修了に必要な単位とすることができます。なお、手続き方法については、後に記載の「留学による取得単位の認定」を参照してください。

※1. 正規の留学手続きを経た者の留学先大学院における履修科目については、当該大学院の発行する履修証明書に基づいて、その科目及び単位の認定について審査されます。

※2. 履修証明書には、授業科目、単位数、評価（評価基準併記）、授業期間（始期、終期）及び授業

延べ時間数が明示され、当該大学院の長等の証明がなければなりません。

2. 授業時間割について

生命機能研究科の授業時間割表は、ホームページの「カリキュラム」に掲載しています。

また、シラバスは同「カリキュラム」より KOAN のシラバス閲覧サイトへリンクしていますので、参考にしてください。

時限	時 間	時限	時 間
1	8 : 50 ~ 10 : 20	4	15 : 10 ~ 16 : 40
2	10 : 30 ~ 12 : 00	5	16 : 50 ~ 18 : 20
3	13 : 30 ~ 15 : 00	6	18 : 30 ~ 20 : 00

3. 教務関係手続き等について

学生のみなさんに対する通知等は、KOAN掲示板又は生命機能研究科ホームページにより周知いたします。なお、学外のパソコンからも閲覧可能であり、必要に応じて閲覧するように心がけてください。

学生個人への連絡は、事情によっては電話、電子メールにて行う場合がありますので、KOANには常に最新情報を登録しておくようにしてください。また、大阪大学本部及び大学院係からのメールでの連絡については、OUメールアドレスあてに送信いたしますので、普段OUメールを使用しない場合は、転送設定をするなどして、必ず確認できるようにしておいてください。

4. 教務関係手続き等について

休学・退学などをする場合は、原則として休学開始期日の1ヶ月以上前までに手続きを完了してください。

■ 休学する場合 〔必要書類：休学願〕

病気その他の事由により3ヶ月以上修学が困難な場合は、研究科長の許可を得て休学することができます。

① 授業料に関する取扱い

休学に伴う授業料の取扱は、学期ごとの納入期限（前期分：5月、後期分：11月）があるため、次のa～cに示すように願い出のタイミングにより要納入額が、異なりますので、必ず期日までに手続きを行ってください。

a. 3月（又は9月）末までに4月1日（又は10月1日）開始の休学を申し出てこれが許可された場合は、休学期間中の授業料は不要です。復学期日の属する月から納付する必要があります。

b. 4月（又は10月）末までに5月1日（又は11月1日）開始の休学を申し出て手続きを完了しこれが許可された場合は、休学するまでの1か月分のみ納付することで許可された期間休学することができます。

c. 上記の期日までに手続きを完了できなかった場合は、前期分（又は後期分）の授業料を納付する必要があります。

② 在籍期間の取り扱いについて

- a 休学期間は、在学年数に算入されません。
- b 休学期間は、5年（3年次編入学の場合は3年）を超えることはできません。

■ 退学する場合 [必要書類：退学願]

就職その他の事由により退学する場合は、研究科長の許可を得て退学することができます。

① 授業料に関する取扱い

退学に伴う授業料の取扱は、学期ごとの納入期限（前期分：5月、後期分：11月）があるため、次のa～bに示すように願い出のタイミングにより要納入額が、異なりますので、必ず期日までに手続きを行ってください。

- a. 4月1日（又は10月1日）以降、4月末日（又は10月末日）までに学期途中の退学を申し出て手続きを完了しこれが許可された場合は、授業料の1/2分の1に相当する額に退学する月までの分を乗じて得た額を納付することで退学できます。
- b. 上記期限までに手続きが完了できなかった場合は、退学期日が属する学期（前期又は後期）の授業料を納付する必要があります。

■ 留学する場合 [必要書類：留学願+海外渡航システム登録]

本学と外国との間に締結された（大学間／部局間）学生交流協定等に基づく大学院への派遣（交換留学）を希望する場合は、留学開始の原則1ヶ月以上前に研究科長の許可を得なければなりません。

■ 休学期間に留学する場合 [必要書類：休学願+海外渡航システム登録]

語学留学などを目的とした私的な海外渡航で、3ヶ月以上修学が困難な場合は、休学を願い出ることができます。

■ 大阪大学の他研究科へ転研究科する場合 [必要書類：転研究科願]

本研究科修業期間内に本学他研究科への転研究科を希望する場合（修士号取得後、他研究科博士後期課程への進学を希望する場合等）は、当該研究科の事務に資格や出願期限を確認したうえで、申し出てください。研究科試験ではなく、入学試験を受験して他研究科に進学（入学）する場合は、検定料・入学料が発生しますのでご注意ください。

■ 休学後に復学する場合 [必要書類：復学願+診断書（該当者のみ）]

休学の事由が消滅し、休学期間に復学しようとする場合は、復学の前月までに願い出て許可を得てください。また、病気等で医師の診断書に基づく休学をした時の復学は、医師の診断書を添えて「復学願」を提出してください。なお、休学期間満了日翌日に復学する場合は、手続き不要です。

ただし、休学期間に復学した場合は、復学した日が属する月からの授業料が、発生します。

- 改姓（改名）・保証人変更等の場合　〔必要書類：転籍（改姓名）届〕
転籍（改姓名）等に伴い、学籍情報（KOANに登録されている氏名のデータ等）の変更を希望する場合は、隨時届け出てください。
- 指導教員等を変更する場合　〔必要書類：指導教員（副指導教員）変更届〕
諸事情により配属研究室等の変更を希望する場合は、関係教員の了承を得たうえで変更することができます。
- 住所変更等
本人連絡先（住所、電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに KOAN→[学生住所登録]画面より修正してください。[学生住所登録]に登録されている連絡先は、授業料納入等の各種連絡に必要となります。
- 留学による修得単位の認定
〔必要書類：留学による修得単位認定願、留学先大学の成績証明書、シラバス等講義の内容が分かるもの〕
留学先で修得した単位を本研究科の修了に必要な単位として認定を希望する場合は、帰国後速やかに必要書類を提出してください。成績証明書には、授業科目、単位数、評価（評価基準併記）、授業期間（始期、終期）及び授業延べ時間数が明示され、当該大学院の長等の証明がなければなりません。なお、所定の認定単位数を超えて履修した授業科目は、修了単位には加算されませんが、学籍簿には登録されます。

★各種願届出様式

生命機能研究科大学院係窓口で配布

★書類提出先

生命機能研究科大学院係

5. 証明書の発行について

① 証明書自動発行機による発行

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/certificates/testifier.html>

② 大学院係での発行

<http://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/certificate/>

証明書自動発行機で発行できない証明書については、大学院係が発行します。上記のリンクの「申請方法」に従い、申請してください。なお、申請時期や証明書の種類等により時間を要する場合がありますので余裕をもって申請してください。